

# 富士市NPO協議会規約

## 第 1 章 総則

(名称・事務局)

第1条 この会は「富士市NPO協議会」といい、富士市民活動センター・コミュニティ f に事務局を置く。

## 第 2 章 目的及び活動

(目的)

第2条 この会は、富士市内のNPO法人がよりダイナミックに活動するために団体間の連携を図り、地域・企業・行政とのパイプ役を担い、個々の希望や課題を協働して解決できる能力を確保するためのパートナーシップ（協働・共生）を確立することを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- ① 交流事業
- ② フォーラム主催事業
- ③ 相談・企画協力事業
- ④ 研修事業
- ⑤ 研究・提案事業

## 第 3 章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、次の 2 種とする。

(1) 正会員

富士市内に事務所を置く、若しくは市内で活動するNPO法人のうち、この会の目的に賛同し、入会した団体。

(2) 賛助会員

この会の目的に賛同する企業・行政機関等。

(入退会)

第5条 会員の入会及び退会については役員会の承認の下、事務局において別に定める。

(会費)

第6条 会員は、役員会において別に定める会費を納めなければならない。

(拠出金品の不返還)

第7条 すでに納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 役員 3名以上
  - (2) 監事 1名
- 2 役員のうちから会長・副会長・事務局長各1名を選任する。
  - 3 事務局長は、富士市民活動センターの指定管理者を選任する。
  - 4 アドバイザーとして富士市から1名を推挙する。

(役員を選任)

第9条 役員及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、役員の間で互選により選出する。
- 3 監事は、役員又は事務局を兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第10条 会長は会を代表し会務を統括し、副会長はそれを補佐する。

- 2 役員は、役員会を構成し、この規約及び役員会の議決に基づき、この会の業務の執行を決定する。
- 3 監事の職務は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第18条に準じる。

(役員任期等)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、役員は、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第8条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第12条 役員欠員補充については法第22条に準じる。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第5章 総会

(総会の種類及び構成)

第14条 この会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の決定及び変更
- (2) 役員を選出
- (3) 予算の決定
- (4) 会務の報告及び決算
- (5) その他重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認め招集の請求をした場合、又は正会員数の5分の1以上から招集の請求があった時及び監事から招集があった時開催する。

(総会の運営)

第17条 総会は監事が招集した場合を除き、会長が招集する。

- 2 役員会及び正会員から招集の請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、開催の5日前までに通知しなければならない。
- 4 議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- 5 総会の定足数は2分の1とする。
- 6 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 総会の表決権は平等とし、書面による表決又は他の正会員へ委任することが出来る。その場合は総会に出席したものとする。
- 8 総会終了後速やかに議事録を作成しなければならない。

## 第6章 役員会

(役員会の構成・権能)

第18条 役員会は、役員をもって構成し以下の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第19条 役員会は以下に該当するとき開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 役員が2分の1以上が請求した場合
- (3) 監事が請求した場合

(役員会の運営)

第20条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員又は監事から招集の請求があった場合、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集する場合は、開催の5日前までに通知しなければならない。
- 4 議長は、会長が務める。
- 5 役員の定足数は2分の1とする。
- 6 役員会の議事は、出席した役員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 役員会の表決権は平等とし、書面による表決又は他の役員へ委任することが出来る。その場合は役員会に出席したものとする。
- 8 役員会終了後速やかに議事録を作成しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成及び管理)

第21条 この会の資産は会費・寄付金及びその他の収入とし、その管理は役員会の指導の下事務局が行い、細部については一任する。

### (活動方針及び予算)

第22条 活動方針及び予算は役員会で作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 臨時の場合、役員会の議決で暫定的に予算を変更できる。

### (活動報告及び決算)

第23条 活動報告及び決算は、年度終了後速やかに役員会で作成し、監事による監査の後、総会の承認を経なければならない。

### (事業年度)

第24条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑則

### (細則)

第25条 この規約の執行に関し必要な細則は、役員会の議決を経て、事務局が別に定める。

附 則

1. この規約は、会の成立の日から施行する。
2. この会の当初役員は、次に掲げるものとする。

会 長	小池 義治	(富士山検定協会)
副 会 長	佐野 貢	(楽しいことやら座)
事務局長	三浦 大輔	(東海道・吉原宿)
事務局次長	池田 純一	(リフージョ)
監 事	岩瀬 貴之	
アドバイザー	富士市役所	市民部市民協働課
3. この会の当初役員の任期は、第 11 条にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
4. この会の当回事業年度は、第 24 条にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
5. この会の当初会費は、第 6 条にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	3 0 0 0 円
(2) 賛助会員	一口 5 0 0 0 円